

～航空局からのお知らせ～

★通信設定する管制機関等の周波数と実際の交信先を確認しましょう（事例共有）

関東周辺で飛行する際に、防衛省管理の飛行場の管制圏内を通過する場合やその周辺を飛行する際に飛行場管制所（〇〇タワー）と交信する機会が多くあると思います。

その際、何気なく周波数を合わせ、何気なく管制機関等と交信していませんか？

例えば、関東周辺では「周波数 126.2Mhz」は様々な飛行場管制所の周波数として使用されており、最近「自分自身の位置や予定飛行経路と全く意図しない飛行場管制所と交信していた」という事例も確認されており、実際の事例として、「厚木管制圏」の通過のための許可を「下総タワー」に要求し、結果的に「厚木タワー」の許可を得ずに「厚木管制圏」通過してしまったケースがあります。（現在、厚木飛行場においては126.2Mhzは使用されていません。）

これらの主な要因としては、思い込みや言い間違い等が考えられるところです。

以下に、関東周辺で「周波数 126.2Mhz」が使用されている主な飛行場管制所の例を紹介します。

《茨城県》 霞ヶ浦飛行場(RJAK) : KASUMIGAURA Tower

《栃木県》 宇都宮飛行場(RJTU) : UTSUNOMIYA Tower

《群馬県》 相馬原飛行場(RJTS) : HARUNA Tower

《埼玉県》 入間飛行場(RJTJ) : IRUMA Tower

《千葉県》 木更津飛行場(RJTK) : KISARAZU Tower

《千葉県》 下総飛行場(RJTL) : SHIMOFUSA Tower

《千葉県》 館山飛行場(RJTE) : TATEYAMA Tower

そのほか、《東京都》立川飛行場(RJTC)、《茨城県》百里飛行場(RJAH)の飛行場管制所のセカンダリー周波数としても使用されています。

対策の一例として、

✓思い込みや言い間違い防止の観点から、交信する相手【管制機関名：〇〇 Tower】を意識して呼びかける

✓飛行場管制所へのイニシャルコンタクトの際、自身の位置報告は、「●NM from 〇〇 Aerodrome.」といった〇〇に具体的な飛行場名や地名を入れて交信する。（隣接する位置関係に同じ周波数を使用する管制機関等が存在する場合は、「●NM of you.」のような言い回しを避ける。） 等

交信相手を間違えることは、自分自身が本来必要な許可や情報を入手できないだけでなく、その

飛行場を離着陸する航空機及び周辺を飛行する航空機への適切な交通情報の提供ができないおそれも考えられます。

特に、関東周辺を飛行する際は、近接する飛行場管制所で同じ周波数が使用されていることを認識いただき、パイロットと管制機関とが確実に意思疎通できる交信を心がけていただければと思います。

※本メールは○月○日（○）時点で航空局へ電子メールアドレスを登録頂いている操縦士の皆様にお送りしております。

※これまで配信したメールマガジンは、こちらから確認できます。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000012.html#backnumber](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html#backnumber)

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

---

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : [hqt-kogataki@mlit.go.jp](mailto:hqt-kogataki@mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

---